

## 指定棚田地域振興活動計画書

作成主体の名称：猿川棚田協議会

### 1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

猿川棚田（範囲については、別添1のとおり）

### 2 指定棚田地域振興活動の目標

#### （1）棚田等の保全

- ・生産基盤の維持
  - 棚田の法面の点検を毎年3回以上行う。
- ・耕作放棄地の発生の防止
  - 周辺林地の草刈りを毎年1回以上行う。
- ・担い手の確保
  - 令和6年度までに猿川棚田の保全に取り組む人材を新規に1名以上確保する。
- ・生産性の向上
  - 防除ヘリを利用した集団防除を毎年1回以上行う。

#### （2）棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・良好な景観の形成
  - 令和6年度までに景観作物の作付面積を0.4haから（1）1.2haにする。

#### （3）棚田を核とした棚田地域の振興

- ・棚田米のブランド化を通じた販売促進
  - 猿川棚田で生産した棚田米のブランド化を図り、猿川棚田米の販路を拡大しつつ、令和6年度までに猿川棚田米の販売量を0.5tから（1）1.2t以上にする。

### 3 計画期間

令和2年度～令和6年度

### 4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

#### （1）指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

##### ① 棚田等の保全

- ・生産基盤の維持
  - 地元の農業者で法面の点検等を行うことで、棚田の安全面を確保する。
- ・耕作放棄の防止
  - 地元の農業者で周辺林地の草刈りを行うことで、猿川棚田の耕作放棄地を維持する。

- ・担い手の確保
    - 猿川棚田の保全に取り組む人材について、地区内外で調査を実施し、担い手の確保を推進する。
  - ・生産性の向上
    - 防除ヘリを利用し、集団で農薬散布を行うことで労働力の省力化、生産性の向上を図る。
- ② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮
- ・良好な景観の形成
    - 中山間地域等直接支払交付金を利用しながら、猿川棚田においてレンゲ等の景観作物を作付けすることで、良好な景観を確保する。
- ③ 棚田を核とした棚田地域の振興
- ・棚田米のブランド化を通じた販売促進
    - 猿川棚田のロゴマークを作成し、お米のブランド化を図るとともに、猿川棚田米を直売所等で販売し、販路の拡大を図る。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田地域振興協議会の参加者である。

- 5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名  
猿川棚田協議会は松山市、農業者で構成  
参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり
- 6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項  
特になし